

「市区町村における在宅支援等の強化を図るための支援方策（ガイドライン）」 検討事項骨子（案）

- 市区町村が、子どもや子育て家庭に関する各般の問題につき、相談に応じ、その置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うために、国において、「市町村児童家庭相談援助指針」を作成し、市町村等にお示ししている。
- 今般の児童福祉法等の改正を踏まえ、対応する職員の援助に必要な態度、知識、技術などを含め、市区町村の新たな役割や機能等を追記して、市区町村が法改正の趣旨を踏まえた適切な援助を行えるよう、抜本的な改正を行う必要があり、本ガイドラインは、その基本的な考え方及び援助の具体的な内容等を示すものである。

1. 市区町村における児童家庭相談援助の基本

- 「国・都道府県・市区町村の役割・責務の明確化」に伴う、都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方について
- 「児童の福祉を保障するための原理の明確化」に伴う、児童家庭相談援助に求められる基本的態度について
- 「子育て世代包括支援センター」、「児童等に対する必要な支援を行うための拠点」の設置等に伴う、児童家庭相談援助の体制について
- 要保護児童対策地域協議会との関係整理について

2. 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割

- 「支援を要する妊婦等に関する情報提供」に伴う、相談・通告への対応について
- 「都道府県（児童相談所）による指導措置の委託」、「児童相談所から市町村への事案送致」に伴う、相談援助活動について

3. 相談種別ごとの対応における留意事項

4. 関係機関との連携

- 都道府県（児童相談所）との関係について
- 学校、教育委員会等との関係について
- 児童福祉施設（保育所、児童家庭支援センター等）との関係について
- 保健所・市町村保健センターとの関係について
- 医療機関との関係について